

昭和30年法律第144号附則第11項の規定による弔慰金裁定

証明書

公務員 (氏 名)

扶助料請求者

公務員との続柄

(氏 名)

上記公務員の死亡につき、上記扶助料請求者以外の下記の者に対し、
戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律（昭和30年法律
第144号）第11項の規定による弔慰金を給すべきものと決定して
（裁定通知書記号）第 号（ 年 月 日付け）
の弔慰金裁定通知書を交付したことを証明する。

記

公務員との続柄 (氏 名)

年 月 日

厚生労働大臣 印

備考 弔慰金受給者が、公務員と婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、公務員との続柄は「事実上の婚姻関係にあった者」と記載すること。